

1.EU における容器包装リサイクル政策について

1975年	廃棄物枠組指令(75/442/EEC) Council Directive of 15 July 1975 on Waste (91/156/EEC、91/692/EEC、96/350/EC 改正)
1994 年	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (94/62/EC) European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste
2004 年 2 月	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令改正

1-1 包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (1994 年、2004 年改正)

(1) 概要

EU の包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令は、包装廃棄物による環境汚染の抑制及び防止を目指し、1994 年に制定（以下、94 年指令）された。本指令では上記に加え、包装廃棄物に関する加盟各国の規制が域内貿易の支障とならないよう、各国制度間の調和を図ることも目的としている。

基本的要求事項（94 年指令 付属書Ⅱより抜粋）

- 1) 製造と構成への要求
嵩・重量の減量化、リカバリーの容易な設計、有毒・危険物質の削減を要求
- 2) リユース可能な性質への要求
反復使用可能化、処理の容易性を要求
- 3) リカバリー可能な性質への要求
リサイクル、エネルギーリカバリー、堆肥化、生分解いずれかが可能な性質であることを要求

94 年指令では、加盟国に対して 1996 年 6 月 30 日までに、容器包装廃棄物のリカバリー・リサイクルに関する定められた範囲（図表 3）内での目標を設定し、その達成に必要な措置を講じるための国内法制化を定めている。これらの期限は国内法施行期限から 5 年未満とされており、2001 年 6 月 30 日までに達成する目標を意味している。また、94 年指令では、リカバリー、リサイクルについての目標レベルが設定されている他、含有重金属の制限、マーキング・識別制度などについて定められている。

2004 年の改正によって、2008 年までの目標が以下のように設定されている。ただし、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルの 3 国に対し、2001 年目標は 2005 年まで、2008 年目標は 2011 年まで、各々目標達成の猶予が設けられている（2004 年改正の詳細は後述）。

図表 3 EU 容器包装指令における目標値

	2001 年目標 (94 年指令)	2008 年目標 (2004 年改正)
リカバリー	最低 50%～最高 65%	最低 60%（上限なし）
リサイクル	最低 25%～最高 45% 各材料について最低 15%	最低 55%～最高 80% ガラス 最低 60%、 紙・ボール紙 最低 60%、 金属 最低 50%、 プラスチック最低 22.5%、 木材 最低 15%

出典：EU 指令より UFJ 総合研究所作成

（２）容器包装の定義

94 年指令の中での、容器包装の定義は以下のとおりである。これのみでは厳密な定義とはいえなかったため、2004 年 2 月の改正で、具体的例とともに判断基準がより明確に記載された（詳細は後述）。

容器包装の定義（94 年指令第 3 条より抜粋）

製造者から使用者または消費者への、原材料から加工品に至るまでの物の封入、保護、取り扱い、配達および贈呈のために使用されるあらゆる性質のあらゆる材料によって作成されたあらゆる製品を意味する。同じ目的で使用される「ワンウェイ」品目も、容器包装であると見なすものとする。

第一次容器包装（販売）sales packaging or primary packaging

：購入時点で最終ユーザーまたは消費者への販売ユニットを構成するものと考えられている容器包装

第二次容器包装（グループ化、集合）group packaging or secondary packaging

：購入時点でいくつかの販売ユニットをひとつにまとめるように考えられた容器包装

第三次容器包装（輸送用）transport packaging or tertiary packaging

：複数の販売ユニットの取り扱いと輸送を容易にするための容器包装

(3) リサイクル方法

94 年指令の中では、エネルギーリカバリーよりもリユースおよびリサイクルを優先させること、エネルギーリカバリーは包装廃棄物リカバリーの 1 つの効果的な方法であることが、明記されている。エネルギーリカバリーよりもリサイクルを優先することは、目標値の設定の状況からもわかる。

なお、容器包装指令におけるリサイクルはマテリアルリサイクルを指している。ドイツでのフィードストックリサイクル（高炉還元剤、メタノール化など）については、環境面での分析をした上で、優先順位を評価しなければならないと考えられており、リカバリーには含まれるがリサイクルには含まれない位置づけである（図表 2 参照）。

また、リユースについては、94 年指令においてエネルギーリカバリーより優先とされているものの、リサイクルとの関係においては、国の状況や技術動向などに依存するとして、明確な位置付けはされていない。

(4) 指令を受けた各国の対応

EU で定められた目標の達成のためのリサイクルシステムについては、各国の事情に応じて最適なシステムを導入すべきとの観点から、各国の判断にゆだねられている。

リサイクルシステムの分類方法はさまざまであるが、プロ・ヨーロッパ（PRO-Europe; Packaging Recovery Organization Europe）は EU 加盟 15 カ国におけるリサイクルシステムを、以下のように分類整理している。

図表 4 EU 各国のリサイクルシステムの分類

認可組織等には委託せず、すべて地方当局の直接運営でリサイクルを実施	デンマーク
認可組織を設立し、グリーンドット料金を財源としたリサイクルシステムを構築	オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、ギリシャ
認可組織を設立しリサイクルシステムを構築しているが財源は別に確保	イタリア、フィンランド
市場経済に近いシステムを導入	オランダ、英国

注 1：オランダは、輸送包装、産業用包装に集中して施策を実施。

注 2：英国は、再資源化事業者の証明書（PRN:Package Recycling Note）によるシステムにより実施。

出典：プロ・ヨーロッパ資料

EU 加盟を希望している国や欧州経済領域(EEA: European Economic Area)加盟国¹は、容器包装指令を遵守しなければならないため、容器包装リサイクルについての国内法を制定する必要がある。このため、グリーンドットを用いたリサイクルシステムの導入を検討する国も多いようである。

また、リサイクルシステムの対象（家庭容器包装に限定するか、産業用容器包装も含むか）、費用の負担者の範囲（中身メーカーのみか、容器包装メーカーや流通業者なども含むか）、負担の対象範囲（回収費用のみか、リサイクル費用なども含むか）などについても、各国の状況に応じて運用されている。

これらの、役割分担、責任分担、対象の範囲などの比較については、「ARGUS in association with ACR and Carl Bro als “ European Commission DGXI.E.3, European Packaging Waste Management Systems Final Report December 2000 ”」および「CONAI “ The European System of Packaging and Packaging Waste Management ”」において詳細に整理されている。これらの報告書の抜粋を、図表 5、6 および図表 7 に掲載した。

(参考)

プロ・ヨーロッパは、グリーンドットの普及と維持を目的として、1996 年に設立された組織である。同機関は、DSD (Duals System Deutschland AG) から譲渡されたグリーンドット使用权を保有し、各国の認可組織と使用契約を取り交わしており、以下の役割を担っている。

- ① グリーンドットの管理、登録、保護、ライセンス運営
- ② 容器包装指令や予防・リサイクル戦略策定などへのロビー活動
- ③ web 運営など、メンバーへのサービスの提供
- ④ 各国での経験・意見交換の場の提供（各種会議の開催）

現在のメンバー国は、グリーンドットを導入する EU10 カ国（図表 4 参照）および、キプロス、チェコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド、スロバニア、スロベニア、トルコの合計 20 カ国である。また、英国、カナダは、グリーンドットを導入していないが、協賛関係にある。

¹ EEA 加盟国は、EU15 カ国にアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えた 18 カ国である。

図表 5 事業実施における責任分担

国名	家庭系容器包装の回収分別	リカバリー（リサイクル含む）
オーストリア	ARGEV + 民間組織	リサイクル責任組織 (Guarantors)
ベルギー	地方自治体	Fost Plus
デンマーク	地方自治体	地方自治体
フィンランド	地方自治体	PYR
フランス	地方自治体	Eco-Emballages, Adelphe
ドイツ	DSD+民間組織	産業界(Guarantors)
アイルランド	地方自治体	Repak
イタリア	地方自治体	CONAI
ルクセンブルグ	地方自治体	Valorlux
ポルトガル	地方自治体	Ponto Verde + 容器・容器素材メーカー組織
スペイン	地方自治体	Eco-embalajes
スウェーデン	素材業者	素材業者
オランダ	地方自治体	産業界
イギリス	地方自治体	産業界/ 認可組織

出典：ARGUS in association with ACR and Carl Bro als “ European Commission DGXI.E.3, European Packaging Waste Management Systems Final Report December 2000 ”

図表 6 容器包装種類によるグリーンドット料金比較（2000 年、付加価値税除く）

	kg	容器包装種類による料金（単位 ユーロ x 10-3）						
		オーストリア	ドイツ	ベルギー	ルクセンブルグ	ポルトガル	スペイン	フランス
ガラスびん (1 l)	0.35	30.52	28.46	6.77	5.99	0.52	2.40	0.75
テトラパック(1 l)	0.027	5.47	25.28	6.14	5.69	0.27*	2.25	2.99*
PET ボトル(1 l)	0.03	32.90	45.12	10.44	8.59	1.20	3.53	3.47
アルミ缶 (330 ml)	0.015	6.92	13.65	2.40	2.00	0.52	0.76	0.45
スチール缶 (330 ml)	0.03	11.97	11.61	1.74	1.24	0.52	0.93	0.42
紙製容器包装	1	202.76	190.64	37.68	31.23	9.98	15.47	74.09**

*: 主要素材である紙の単価が適用される。

** : 50%以上の再生素材が使用されていれば、10%割引かれる

出典：図表 5 に同じ

図表 7 EU 加盟国における責任主体と責任の配分

＜中身メーカーと輸入業者が、義務遂行主体となるグループ＞

国	責任主体				義務遂行主体			
	容器包装製造者	輸入業者	中身メーカー	流通業者	容器包装製造者	輸入業者	中身メーカー	流通業者
家庭用包装と工業用及び商業用包装の料金徴収								
オーストリア								
ベルギー				サービス包装	サービス包装			
フィンランド								
ギリシャ								
アイルランド					関係者からのみ徴収			関係者からのみ徴収
スウェーデン					サービス包装			
家庭用包装のみの料金徴収								
フランス								
ドイツ					サービス包装			
ルクセンブルグ				サービス包装	サービス包装			
ポルトガル					サービス包装			
スペイン								

＜一連の流れに属する事業者すべてが、義務遂行主体となるグループ＞

国	責任主体					義務遂行主体				
	原材料生産者／原材料輸入業者	加工業者／空容器包装輸入業者	包装済み商品輸入業者	中身メーカー	流通業者	原材料生産者／原材料輸入業者	加工業者／空容器包装輸入業者	包装済み商品輸入業者	中身メーカー	流通業者
イタリア						場合によって			間接的に	場合によって
オランダ						料金の他に義務	料金の他に義務	料金の他に義務	料金の他に義務	料金の他に義務
英国										

＜特殊なケース＞

デンマーク	全般的な領域の廃棄物管理によって処理されている。
-------	--------------------------

- 注：・フランスとフィンランドの規定では、流通業者を責任主体として言及していない（ただし、上市の初期段階のわずかなケースを除く）。従って、これらの国では責任主体と義務遂行主体は一致している。
- ・ベルギーとルクセンブルクでは、流通業者はサービス包装についてのみ責任を負担するものと法律で定められており、このひとつを除くと、責任主体と義務遂行主体は一致している。
 - ・サービス包装を別のものとして考えている 5 カ国、すなわち、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、ポルトガルとスウェーデンのシステムでは、全て同じ運解決方法を採用していることに注目すべきである。これら 5 カ国の法遵守スキームは、任意で締結した一連の合意により、容器包装製造者（法律では責任を負わされていないが、この合意によって義務遂行主体となっている）からの料金徴収を行っており、流通業者はあらゆる義務を免除されているのである。全ての容器包装製造者は複数の流通業者に供給しているため、この解決策によって手順を簡素化し、料金徴収額を削減することができるのである。この方式は、イタリアで全ての種類の容器包装について採用している基準と共通する部分がある。
 - ・前者のグループのシステムは全てグリーンドットを表示しているが、フィンランドだけは容器包装に

独自のシンボルをつけている。

訳注：責任主体とは、国内法によって国内市場の容器包装についての責任を任されている主体のこと。

・義務遂行主体とは、法遵守計画に参加する際、何らかの形で貢献を行う、あるいは他の義務を果たすものと考えられている主体を意味する。

出典：CONAI“*The European System of Packaging and Packaging Waste Management*”2003

（５）リサイクル率

EU から 2003 年 7 月に公表された、加盟各国のリカバリー及びリサイクル率の統計データを次ページに示した。2004 年 3 月現在、正式なデータとしては 1999 年までしか公開されていないが、これによると、目標達成に猶予期間のある 3 カ国（ギリシャ、アイルランド、ポルトガル）を除き、ほぼ達成が見込まれていることがわかる。特にドイツ、オーストリア、スウェーデン、オランダでは 60%を上回る高リサイクル率が達成されている。一方リカバリー率についてはデンマーク、オランダが極めて高く、80%を上回っている。

各国は 1997 年以降のデータについて、対象年（暦年）が終わってから 18 ヶ月以内に欧州委員会に提出することとなっており、また、各国において算出されたデータの比較可能性の問題が指摘されていることから、各国のデータを確認するために時間を要している。特に、容器包装廃棄物を輸入しリサイクルした量をリサイクル量とみなすか否かについて各国の見解が分かれている。他にも、容器包装の定義、範囲（木材や混合素材を含めるか）、容器包装廃棄物の湿度や不純物の扱い等、各国のデータには様々な差異があることが指摘されている。なお、欧州委員会における公式のリサイクル率は以下の式で表される。

リサイクル率＝

$$\frac{\text{リサイクル量（国内で発生した容器包装廃棄物のうち国内又は国外でリサイクルされた量）}}{\text{国内で発生する容器包装廃棄物（国内生産量＋輸入量－輸出量）}}$$

このリサイクル量には、国外で排出された容器包装を輸入してリサイクルする量は含まれない。一方、分別した容器包装を輸出して国外でリサイクルする場合は、これを自国のリサイクル率の算出に含めることができる。現在、輸出先でのリサイクルの実施状況の確認は各国にゆだねられており、国外で適切な処理が行なわれているかについての問題が指摘されている。

(参考)

近年の中国のプラスチック需要拡大に伴い、PET をはじめとする廃プラスチックが大量に中国に輸出されるようになり、その割合は 30%とも 50%とも言われている。

これまでも、ドイツやフランスの容器包装リサイクルシステムにおいて、引き取り保証組織を経由する廃プラスチック容器包装の一部は中国などの海外で再資源化されていた実績はあるが、これらは現地でのリサイクル実施状況を確認し再商品化が保証されてきていた。しかし、近年急増する輸出の中には、不十分な前処理の状態で輸出され、再商品化の確認もされていないものも多いと見られている。

図表 8 容器包装の総リカバリー・リサイクル率

構成国	総リカバリー (%)			総リサイクル (%)		
	1997	1998	1999	1997	1998	1999
ベルギー	62	73	71	62	64	59
デンマーク	84	89	92	40	50	53
ドイツ	83	81	80	81	80	79
ギリシャ※	37	35	34	37	35	34
スペイン	37	37	42	34	34	38
フランス	55	56	57	40	42	42
アイルランド※	15	15	17	15	15	17
イタリア	32	34	37	30	32	34
ルクセンブルグ	51	65	55	51	65	40
オランダ	78	84	85	55	62	64
オーストリア	66	70	72	61	65	66
ポルトガル※	-	35	35	-	35	35
フィンランド	54	55	60	42	45	50
スウェーデン	65	82	73	58	75	65
英国	27	33	41	24	28	35
EU15 カ国	53	54	56	46	47	50

注1：ギリシャ、アイルランド、ポルトガルは、目標達成が 2005 年 12 月 31 日まで猶予されている（ただし、リカバリーは 2001 年 6 月 30 日まで 25%達成のこと）

注2：網掛けは、2001 年目標値（リカバリー 50-65%、リサイクル 25-45%）をすでに達成している国

出典：EU「Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the Implementation of Community Waste Legislation for the Period 1998-2000」2003.7

図表 9 主要国における各材料のリサイクル率（％） 1999 年

構成国\材料	ガラス	紙	金属	プラスチック
デンマーク	85	59	35	11
ドイツ	85	87	82	59
スペイン	38	54	24	14
フランス	50	59	45	9
イタリア	40	39	11	16
オランダ	80	71	78	18
スウェーデン	84	72	50	20
英国	30	49	38	13
EU15 カ国	55	62	47	21

注：網掛けは、2001 年目標値（各材料で 15%以上）をすでに達成している国

出典：図表 8に同じ

（６）容器包装指令の改正（2004 年）

2004 年 2 月、容器包装指令（94/62/EC）が改正された。おもな改正点は、新しい目標値の設定、容器包装の定義の明確化などである。

＜新しい目標値＞

2008 年のリカバリー及びリサイクル目標が設定された（図表 3参照）。全体のリサイクル率に加え、素材毎のリサイクル目標が設定されており、ガラス 60%、紙・ボール紙 60%、金属 50%、プラスチック 22.5%、木材 15%となっている。

この新しい目標を達成するための追加的な運用コストは年間 7 億ユーロと試算されている。この金額は、社会全体のコスト増加と削減分（埋め立てコスト等）を相殺して算出されたものであり、一方、環境面での便益は、焼却による汚染、温室効果などを勘案した結果、おおよそ 3～5 億ユーロと試算されている。

なお、2008 年の目標においては、都市ごみ焼却炉でのエネルギー回収を「エネルギーリカバリー」として算入することが認められている。

ただし、2003 年末、都市ごみ焼却炉の原則目的は廃棄物の処理であるとして、エネルギー回収の有無にかかわらず廃棄物処理と定義すべきとの方針が欧州委員会から出されており、将来的にはエネルギーリカバリーとしてカウントできない見込みである。

今回の改正では、都市ごみ焼却炉でのエネルギー回収をエネルギーリカバリーと位置づけて長期計画を策定している加盟国もあることから算入することを認め、リカバリーの定義変更を盛り込まなかったという背景がある。これまで都市ごみ焼却炉におけるエネルギー回収をエネルギーリカバリーとしてきた加盟国には、フランス、イタリア、スペイン、

ポルトガルなどがある。

(参考)

欧州委員会環境局関係者へのインタビューによれば、エネルギーリカバリーの定義が社会的に注目されたのは、廃棄物の越境移動の問題に端を発するとのことである。ルクセンブルグから廃棄物の越境移動があり、他国の焼却炉で処理されたことについて裁判所で争われた。このとき、被告側は移動された廃棄物はエネルギー回収を目的として焼却されており、廃棄物の越境移動ではないと主張した。

裁判所の判決は、リカバリーか処分かは主目的がどちらにあるかにかかっているとしている。これまでにいくつかの判例があり、ルクセンブルグからエネルギー回収目的に移動された廃棄物は、実際には単なる焼却であるとの判決があった。こうした経緯により、エネルギーリカバリーの定義が問われている。

＜容器包装の定義＞

2003 年 9 月、オーストリアで買い物袋が容器包装であるかとの裁判が行われるなど、容器包装の定義をめぐる各所でさまざまな議論があったため、具体的事例とともに容器包装の定義が示された。

容器包装の定義とその事例（2004 年 EU 容器包装指令改正より抜粋）

基準 1 容器包装が持つ容器包装以外の機能を侵害することなく容器包装の定義を満たすものを容器包装とする。製品に不可欠な一部ではなく、製品の使用の全期間において製品を包み、製品と共に廃棄されるものではないこと。

具体例

容器包装となるもの	容器包装ではないもの
キャンディの箱 CD ケースをくるむフィルム	植物と一緒に活用される植木鉢 道具箱 ティーバッグ チーズをくるむ蠟膜 ソーセージの皮

基準 2 販売時点で製品を包むものであり、販売時に共に販売、包装（又は包装することを目的とした）使い捨て品は、包装機能のある容器包装とみなす。

具体例

（販売時点で付加されれば）容器包装となるもの	容器包装ではないもの
紙やプラスチックの買い物袋 ワンウェイのトレイやカップ ラップフィルム サンドイッチバッグ アルミホイル	かくはんするための棒・スプーン ワンウェイのナイフ・フォーク

基準 3 容器包装の構成要素及び容器包装と一体化する付属物は容器包装の一部とみなす。製品に不可欠な一部ではなく、その全てが製品と共に消費、廃棄されるものではないもののうち、製品に直接添付される付属物であり容器包装の機能をもつものは容器包装とみなす。

具体例

容器包装となるもの	容器包装の一部となるもの
商品に直接添付されるラベル	容器と一体化しているマスカラブラシ 他の容器包装に束ねるための粘着テープ ホチキスの針 プラスチックの CD ジャケット 洗剤容器の蓋についた投入量計量器

1-2 EU の廃棄物・リサイクル政策の動向

EU では、過去の環境政策を評価し 2010 年を見据えた長期的な環境戦略を描くため、現在 Thematic Strategy 策定の議論が進められている。この Thematic Strategy は 6 つの環境行動アクションプログラムに分かれている。

- a) 気候変動
- b) 環境と健康安全（化学物質の安全性評価等）
- c) 生物多様性
- d) 天然資源の持続可能な使用(sustainable use of natural resources)
- e) 廃棄物の抑制とリサイクル（上記 d の一テーマ。）
- f) 包括的製品政策（Integrated Product Policy。上記 d の一テーマ。）

このうち、廃棄物の抑制とリサイクルに関する Thematic Strategy（上記 e）について、2003 年末に欧州委員会が“communication paper”を公表し、様々な機関からの意見を受け付けているところである。

<廃棄物の抑制とリサイクルに関する Thematic Strategy の主な内容>

1) 素材ごとの資源管理

個別製品毎に素材別のリサイクル率を設定するのではなく、プラスチック、紙、鉄といった素材毎にまとめてリサイクル目標を設定する考えである。

これにより、生産の上流からの改良や、リサイクルにより適した製品を選んだ上でのリサイクルの推進が期待されている。

2) 経済的手段をもちいての廃棄物処理価格の明確化／取引可能なリサイクル証書

特に注目されているのは、「取引可能なリサイクル証書（Tradable Certifications）」のシステムである。これは適切と認められた再資源化事業者に認定証を発行して、EU のどの地域でもリサイクルを受け入れ可能にする仕組みである。リサイクル責任を課せられた生産者が委託費を負担し、その資金を認定された再資源化事業者に支払う。これによって、よりリサイクル業の競争を促進し、効率性を高めることを期待している。

さらに、各国埋め立て税の調整、Pay-as-you-throw（廃棄物排出者が費用を負担する）原則の推進、生産者へのリサイクル責任などについても言及されている。

3) EU 域内における水準のすり合わせ

EU 域内で廃棄物やリサイクルに関する水準を合わせるために、廃棄物分野に IPPC 指令（Integrated Pollution Prevention and Control（総合的汚染防止管理）指令）を適用し、BAT（Best Available Technique）の考え方をういた取り

組みのボトムアップや、EU 全体としての廃棄物の排出や取り扱いに関する基準を設定する。

この他、リカバリー、処理、廃棄物の用語の定義、あるいは、技術開発の推進、一般の人々の啓発の重要性などの事項についても記述されている。

また、上記 d) (天然資源の持続可能な使用) においては、経済成長と環境負荷のデカップリング (de-coupling) が主な議論のテーマとなっている。

(参考)

OECD での廃棄物関連政策の最新動向は、以下のようなものがある。

- 環境に適合した廃棄物管理 (ESM: Environmentally Sound Management of Waste) のためのガイドラインづくり。廃棄物処理施設における最低限の管理基準となる予定。
- 廃棄物発生抑制指標 (Waste Prevention Indicator)
廃棄物総量削減を目的とした指標づくり。MFA (Material Flow Accounting) を用いて、技術的な研究を行っていく予定。
- 廃棄物最小化 (Waste Minimization) に関するプロジェクト。
ある企業から排出される副産物を別の企業で有効活用する試み。
- 「廃棄物」の定義の統一を図るためのプロジェクト。
- 廃棄物の越境移動に関する透明性を高めるプロジェクト。
- リサイクル市場に関するプロジェクト。
特に、タイヤ、オイル、プラスチックリサイクルの環境・経済的分析
- 廃棄物管理の契約に関するプロジェクト。
発生抑制及びリサイクルへのインセンティブを起こす仕組みの検討。

また、廃棄物政策の経済学的な視点からの研究も行っている。廃棄物管理の費用対効果分析及び経済的インセンティブについてレポートを公表しており、最終的には運輸と環境に関する経済分析の統合レポートとして発表される予定である。2004 年 4 月 20、21 日には各国の環境大臣を集めた特別会合を開き、この問題について議論される予定。

OECD では、環境と経済のデカップリング指標の開発や、社会性を含めた持続可能性 (雇用問題と環境、加齢と環境など) の向上に関する検討も進めている。